

○宇部市水道事業の設置等に関する条例

令和三年十二月二十四日

条例第四十号

(目的)

第一条 この条例は、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。）の規定に基づき、水道事業の設置等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(水道事業の設置)

第二条 生活用水その他の浄水を市民に供給するため、水道事業を設置する。

2 水道事業の主たる事務所の位置は、宇部市神原町一丁目八番三号とする。

(経営の基本)

第三条 水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 水道事業の給水区域、給水人口及び給水量は、次のとおりとする。

一 給水区域 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第六条第一項の認可を受けた事業計画（次号及び第三号において「事業計画」という。）における給水区域

二 給水人口 事業計画における給水人口

三 給水量 事業計画における給水量

(組織)

第四条 法第七条本文の規定により、水道事業管理者（以下「管理者」という。）一人を置く。

2 法第十四条の規定により、管理者の権限に属する事務を処理させるため、水道局を置く。

3 水道局に、局長を置く。

4 管理者は、局長とする。

(重要な資産の取得及び処分)

第五条 法第三十三条第二項の規定により予算で定めなければならない水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価格）が二千万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、一件五千平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する職員の賠償責任の免除)

第六条 法第三十四条において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百

四十三条の二の八第八項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が十万元以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第七条 水道事業の業務に関し、法第四十条第二項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が二千万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が百万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の提出)

第八条 管理者は、水道事業に関し、法第四十条の二第一項の規定により、毎事業年度四月一日から九月三十日までの業務の状況を説明する書類を十一月三十日までに、十月一日から三月三十一日までの業務の状況を説明する書類を五月三十一日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、十一月三十日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、五月三十一日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

一 事業の概況

二 経理の状況

三 前二号に掲げるもののほか、水道事業の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第一項に定める期日までに同項の書類を提出することができなかつたときは、管理者は、当該書類をできるだけ速やかに提出しなければならない。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(宇部市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の廃止)

2 宇部市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成二十五年条例第四十二号）は、廃止する。

(宇部市水道条例の一部改正)

3 宇部市水道条例（昭和三十五年条例第三十六号）の一部を次のように改める。

〔次のよう〕略

附 則（令和六年三月二十九日条例第十九号）

（施行期日）

この条例は、令和六年四月一日から施行する。